

令和8年度

京丹波町地域ビジネス創出支援補助金

<募集要領>

補助対象事業

- ① 創業
- ② 新事業創出

【募集期間】

令和8年5月12日（火）～6月8日（月）



〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1
担当/企画経営戦略室
電話/0771-82-3809 ファックス/0771-82-2700
メール/kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp
ホームページ/http://www.town.kyotamba.kyoto.jp

1 事業の目的

京丹波町の地域産業の活性化及び人材の地域定着を図るとともに、町内での創業を後押しするため、新たな仕事づくりや地域資源等を活用した新商品の開発並びに販路開拓を行う町内事業者等が取り組む事業に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象期間

交付決定日～令和8年12月31日

3 補助対象事業

(1) 補助金交付の対象となる事業(補助対象事業)は町内の農林水産物等の地域資源を活用した新商品(製品・技術・サービスを含む。)の開発並びに販路開拓(地域ビジネス)に資する、次の2つのいずれかに該当する事業です。

創業	創業者が新たに地域ビジネス創出のために取り組む事業 ※ 創業後5年未満の事業も対象とします。 ※ 会社については、事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、開始する事業。 ※ 補助事業期間終了までに、開業(税務署への開業届提出)もしくは法人設立することが条件となります。
新事業創出	中小企業者または農林水産業者が新たに地域ビジネス創出のために取り組む事業。

(2) 次に掲げる事業は補助対象外事業です。

- ① 実現性の乏しい事業(公的機関の許認可等の見込みが十分でない事業を含む)。
- ② 令和8年12月31日までに事業の実施及び対象経費の支出が終了しない事業。
- ③ 交付決定日前に着手(契約行為・発注等)している事業。

ただし、やむを得ない事由により交付決定日前に着手しようとする場合は、着手前に事前着手届(様式第4号)を提出してください。

※ 事前着手届を提出されても、審査結果により申請事業が採択されない場合や、採択金額が申請額より減額される場合があり、その場合は事前着手に係る経費の全額又は申請額からの減額分は申請者の自己負担となりますのでご注意ください。

- ④ 交付決定日前に事業の実施及び対象経費の支出がすべて終了する事業。
- ⑤ 公序良俗に反する事業や特定の政治、宗教、思想等に関連した取り組みが含まれる事業。

4 補助対象者

補助金の交付の対象者（補助事業者）は、京丹波町で創業する者又は、京丹波町内に本社又は主たる事業所、工場、店舗を有する事業者で、町税等（公共料金及び利用料金を含む）を滞納していない者のうち、次の（１）～（３）のいずれかに該当する個人、事業者。

※ ただし、京丹波町暴力団排除条例（平成23年京丹波町条例第23号）第2条に規定する暴力団員を有する事業者については、交付の対象としません。

（１）中小企業者^{※1}又は京丹波町産業ネットワーク^{※1}に加入する事業者

（２）京丹波町創業支援等事業計画^{※3}に掲げる特定創業支援事業^{※2}の支援を受けた創業者

※ 「創業コース」に申請される方は必須条件です。ただし、補助金申請時点において特定創業支援事業の支援を受けていない創業者にあっても補助金を申請することは可能ですが、補助対象事業が終了するまでに特定創業支援事業の支援を受けていただくことが条件となります。

（３）農林水産業者

※ 農業者、林業者若しくは水産業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう

※1 中小企業者の定義

下表に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいいます。

ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社）は大企業に分類します。

主たる事業営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数（※）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

- ・ また、組合の場合の補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。
- ・ 一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体等は対象となりません。

※ 2 創業者の定義

- (1) 京丹波町内で創業しようとする個人であって、1カ月以内（特定創業支援事業による支援を受けた者は6カ月以内）に創業する具体的な計画を有する者。
- (2) 前項の個人であって、事業を開始した日以後5年未満の者。
- (3) 京丹波町内で新たに会社を設立して創業しようとする個人であって、2カ月以内（特定創業支援事業による支援を受けた者は6カ月以内）に創業する具体的な計画を有する者。
- (4) 前項により設立された会社であって、事業を開始した日以後5年未満の者。
- (5) 京丹波町内の会社で、事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立して事業を行なう具体的な計画を有する者
- (6) 前項の会社で、その設立の日以後5年未満の者

※ 3 特定創業支援事業とは

特定創業支援事業とは、「京丹波町創業支援等事業計画」（計画期間：令和7年度～10年度）に掲げる次の2つの事業です。

京丹波町創業セミナー（年1回実施） ※ 令和8年度は、7月～8月頃に開催予定。	創業に必要な4つの基礎知識「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」を8回程度の講座で習得するセミナー。
京丹波町商工会等（認定支援機関）による個別創業相談指導（随時）	京丹波町商工会等が随時受付している創業に関する個別相談指導。 経営支援員等が1カ月以上、4回以上にわたり起業に必要な4つの基礎知識を助言指導します。

上記いずれかの事業の支援を受けて創業しようとする者、又は創業した者が、「特定創業支援事業の支援を受けた創業者」となります。

5 補助金の額

種 別	補助率	補助金の上限
創業	補助対象経費総額の3/4以内	60万円
新事業創出	補助対象経費総額の3/4以内	60万円

※ 1,000円未満の端数については切捨てとなります。

6 補助対象経費

(1) 補助金交付の対象となる経費（補助対象経費）はすべて税抜き額とし、下表に掲げるものが対象となります。ただし、補助対象経費の総額が10万円未満の事業は補助対象としません。

1 原材料費	○ 原材料費
2 試作開発費	○ 試作設計費、実験費、設計費、試験検査費等に係る費用 ○ 各種調査・分析に係る費用（市場調査や機能性分析など） ○ 専門家謝金（交通費含む）、技術コンサルタント、デザイン費用等 ○ 外注加工費 ○ 知的財産権等の導入に関する費用など
3 販売促進費	○ パンフレットなどの印刷製本費 ○ 広告宣伝、ホームページ作成等に係る費用 ○ 展示商談会の会場使用料・出展料等 ○ 販路開拓のための旅費（宿泊費含む） ※ 旅費については、公共交通機関を用いた最も経済的及び効率的な経路により算出された実費となります。タクシー代、高速道路料金、駐車場代等は対象となりません。
4 システム開発費	○ ソフトウェア、機器等の購入等に係る費用（事業実施に直接必要なもの） ○ システム（プログラム）開発に係る費用など
5 設備・備品費	○ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕等に係る費用 ○ 施設の改装・修繕等に係る費用 ○ 設備・備品の購入、借用、修繕等に係る費用など
6 事務費	○ 資料購入等に係る費用 ○ 消耗品費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料など

(2) 補助対象外となる経費は次のとおりです。

- ① 人件費（従業員の給与等）
- ② 公租公課（消費税、地方消費税等）、借入れに伴う元金及び支払利息
- ③ 補助金申請に係る費用、税務申告や決算書等作成のための税理士等に支払う費用
- ④ 不動産購入費
- ⑤ 接待交際費等（飲食及び接待費等）
- ⑥ 官公署に支払う手数料（印紙代等）、振込手数料
- ⑦ 汎用性があり目的外使用になり得るもの（タブレット端末、事務用パソコン、デジタル複合機等）

- ⑧ 販売（テスト販売を除く）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ⑨ 用途が特定できない費用や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用。

7 採択審査の加点項目について

- (1) 補助対象事業の採択審査において、次のいずれかの要件を満たす申請者の事業計画については、加点します。
- ① 京丹波町創業セミナー修了者であること。
 - ② 京丹波町創業支援ネットワークによる個別相談指導を受けていること（1カ月以上、4回以上にわたる経営・財務・人材育成・販路開拓の個別相談指導）。
 - ③ 京丹波町商工会経営塾の修了者であること。
 - ④ 京丹波町産業ネットワークの加入企業であること。
- (2) 京丹波町創業支援ネットワークの構成団体（下表のとおり）の助言指導及び推薦を得た事業計画についても、加点します。

構成団体
京丹波町商工会
京都銀行須知支店
京都北都信用金庫瑞穂支店・和知支店

8 申請について

(1) 申請受付期間

令和8年5月12日（火曜日）～6月8日（月曜日）午後5時までに下記へ申請書類を持参の上、提出してください。

【提出先】京丹波町企画経営戦略室

住所／京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1 京丹波町役場 2 階

電話／0771-82-3809（直通） 担当／観光プロモーション係 奥田

(2) 提出書類

- ① 京丹波町地域ビジネス創出支援補助金交付申請書（様式第1号）★
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 経費内訳書（別紙2）【見積書を添付すること】※金額はすべて税抜き額で記載。
- ④ 京丹波町税等完納確認の調査同意書（様式第2号）★
- ⑤ 会社概要や事業内容等がわかる書類（パンフレット等）
- ⑥ 事前着手届（様式第4号） ※事前着手する場合のみ必要 ★

※ ★のついた書類は原本（押印したもの）が必要です。

- ※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 申請様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

9 採択審査・交付決定について

補助対象事業の選考は、専門家や学識経験者、金融機関等の関係機関からなる「京丹波町地域ビジネス創出評価委員会」において事業内容等の評価を行い、その結果に基づいて採択事業を決定します。なお、評価委員会は非公開で行い、評価経過及び結果に対するお問い合わせには応じられません。

(1) 書面審査 ※開催時期／6月中（予定）

申請者多数の場合は、書面審査を行い、本審査に進む案件を選考します。

(2) 本審査（プレゼン審査） ※開催時期／6月下旬（予定）

書面審査を通過した申請者を対象にプレゼンテーションを行なっていただき、面接及び提出書類を総合的に評価します。

(3) 評価基準

次の観点から事業内容を総合的に評価します。

- ① 事業の新規性
- ② 事業の市場性
- ③ 事業化の可能性
- ④ 地域への波及効果
- ⑤ 事業の遂行能力

(4) 補助金の交付決定

採択した申請者に対しては「京丹波町地域ビジネス創出支援補助金交付決定通知書（様式第3号）」（交付決定通知書）により通知します（7月上旬頃）。

交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、当該通知書に係る補助金交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。なお、補助事業者による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、無かったものとみなします。

(5) 採択結果の公表

採択結果（事業者・代表者名、事業内容、補助金交付決定額等）については京丹波町ホームページで公表します（7月上旬頃の予定）。

10 事業実績の評価

(1) 実績報告書の提出

補助対象事業の実績報告については、次の①～⑤に掲げる書類を令和9年1月15日（金曜日）までに京丹波町企画経営戦略室へ提出してください。

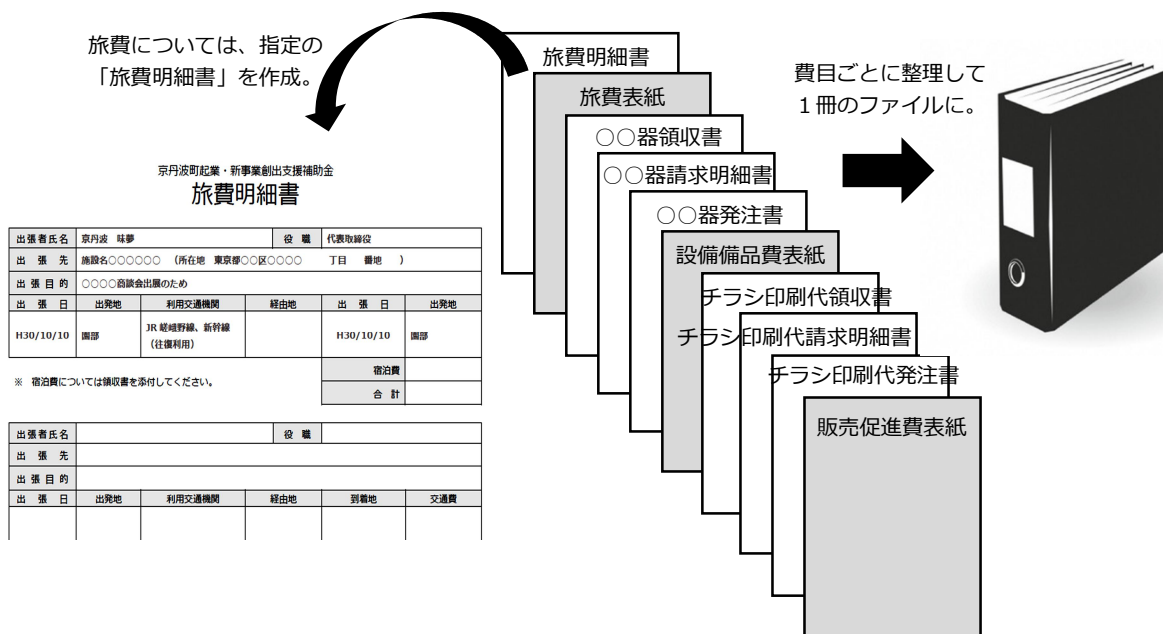
- ① 京丹波町地域ビジネス創出支援補助金実績報告書（様式第6号）★
- ② 事業成績書（別紙1）
- ③ 収支決算書（別紙2） ※金額はすべて税抜き額で記載。
- ④ 経費支出根拠資料（発注書（契約書）、請求書、領収書（口座振替依頼書含む）、明細書等の写し）
- ⑤ 事業実績の概要がわかる資料・写真等

- ※ ★のついた書類は原本（押印したもの）が必要です。
- ※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。
- ※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 実績報告の関係様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

- ※ 経費支出根拠資料は収支決算書（別紙2）に基づいて費目ごとに発注書（契約書）、請求書、領収書、明細書等の写しを整理し、下図の要領で1冊のファイルにまとめてください。（旅費については、指定の旅費明細書を作成してください。）
- ※ 経費支出根拠資料のとりまとめ要領については別に定め、採択事業者に配布します。

【経費支出根拠資料のとりまとめ例】



(2) 現地審査 ※実施時期/令和9年1月中旬～下旬（予定）

補助事業者からの実績報告書の提出を受けた後、京丹波町担当課等による現地審査を実施し、実施事業内容及び成果物等の確認、経費支出根拠資料の検査を行ないます。

(3) 評価委員会 ※開催時期／令和9年2月上旬～2月下旬（予定）

「京丹波町地域ビジネス創出評価委員会」において、補助対象事業の事業成果及び事業化可能性等について総合的な評価を行なうとともに、評価委員が今後の事業化実現や事業拡大に向けて、専門的な見地から必要な助言指導を行ないます。

(4) 補助金の額の確定

上記の実績報告書類及び現地審査等に基づき、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容等に適合し、かつ経費支出の内容等が適正と認めるときは、「京丹波町地域ビジネス創出支援補助金の額の確定通知書（様式第7号）」（補助金額確定通知書）により、補助事業者に通知いたします。

(5) 補助金の交付及び概算払

補助金の交付は、予算の範囲内において補助対象事業完了後（補助金額確定通知後）の精算払いとなります。

ただし、補助対象事業を実施する前に、補助金の一部の支払いを受けなければ当該事業の実施が困難な場合は、当該補助金の交付決定額の2分の1以内の概算払を請求することができます。

(6) 事業成果の公表

補助対象事業の成果及び評価結果（事業者・代表者名、事業成果・評価内容、補助金額等）については京丹波町ホームページで公表します。

1.1 その他の留意事項

(1) 補助事業期間中、必要に応じて補助対象事業の進捗状況等についての報告を求めるとや、京丹波町担当課等による現地調査を行なうことがあります。

(2) 補助事業内容に変更が生じる場合又は、やむを得ない理由により中止する場合は必ず事前に京丹波町企画経営戦略室へご相談ください。事前協議の結果、事業内容を変更するときは、「京丹波町地域ビジネス創出支援補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）」を提出してください。

ただし、事業目的そのものが変わる変更や変更に伴う交付決定金額の増額変更は認められません。

(3) 補助対象事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとき、又はその他補助金の交付の目的を達成し難いと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行なう場合があります。

(4) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が

困難となった場合においては、速やかに京丹波町企画経営戦略室に報告し、その指示を受けてください。

(5) 補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他関係法令等の違反が認められたとき、もしくは上記(1)～(3)の指示に従わないときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、支払い済みの補助金があるときは、返還を求めます。(補助金額確定通知後も適用します。)

(6) 本補助事業の関係書類は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただくこととなります。(令和14年3月31日まで。)

(7) 本補助事業による取得財産について、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図ってください。

12 お問い合わせ先

本補助事業に関するお問い合わせは次まで。

京丹波町 企画経営戦略室 観光プロモーション係 (担当/奥田)

(〒622-0292) 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

電話 0771-82-3809 ファックス 0771-82-2700

メール kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp

令和8年度京丹波町地域ビジネス創出支援補助金

公募要領 Q&A

事項	No.	Q	A
補助対象事業	1	創業して4年目の個人事業主だが、「創業」コースでの申請は可能か？	可能です。ただし、これまでに京丹波町特定創業支援事業による支援を受けたことがない方については、補助対象事業が完了するまでに受けていただくことが条件となります。 ※京丹波町特定創業支援事業については、4ページをご覧ください。
	2	「地域ビジネス」とは、どういう事業を指すのか？	町内の農林水産物等の地域資源を活用した新商品（製品・技術・サービスを含む。）の開発並びに販路開拓を行うことを指します。
	3	「新事業創出」コースでの申請を考えているが、新しい製品の開発を行わない事業は対象とならないのか？	本補助金の対象事業は製品の開発だけでなく、テストマーケティングや販路開拓などを対象としています。詳しくは2ページをご覧ください。
	4	「創業」コースと「新事業創出」コースに同一事業者が別々の事業で併願することは可能か？	併願はできませんので、ご理解ください。
補助対象者	5	京丹波町には当社の倉庫があるが、補助対象者となるか？	補助対象者は、京丹波町で創業する者又は、京丹波町内に本社又は、主たる事業所、工場、店舗を有する事業者としていますので、倉庫や資材置き場といった施設では補助対象者となりません。
	6	町内在住で、ここ1～2年で創業したいと思っているが、現時点では具体的な計画がない。補助金の申請はできるか？	4ページの「创业者の定義」に記載しているとおり、個人の場合は1カ月以内に創業する具体的な計画がある方（特定創業支援等事業を受けた方は6カ月以内）としていただきますので、現時点では申請できません。
	7	現在は町外在住だが、2カ月後には京丹波町へ移住して開業する予定である。補助金の申請はできるのか？	申請可能です。ただし、補助対象事業が完了するまで（実績報告書提出まで）に京丹波町特定創業支援事業による支援を受けていただき、かつ京丹波町内において開業（又は法人設立）していただくことが条件となります。
	8	当社は中小企業には該当しないが、京丹波町産業ネットワークには加入している。補助金の申請はできるのか？	申請可能です。
	9	補助対象者の要件となっている特定創業支援事業とは、どういったものか？	4ページに記載しているとおり、年1回（2カ月程度）開催している「京丹波町創業セミナー」と、京丹波町商工会経営支援員が随時行う「個別起業相談指導」の2つの事業が、京丹波町特定創業支援事業となっています。
	10	NPO法人だが、新しい事業展開を考えている。補助金の申請はできるのか？	この補助事業においては、NPO法人は補助対象者に該当しませんので、補助金申請はできません。その他、一般財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体等も対象となりませんので、ご理解ください。

	11	農業事業者だが、今回ある食品製造企業と連携して農産物を活かした新商品を開発する計画である。共同申請者として両者が補助金の交付を受けることは可能か？	両者に補助金を交付することはできません。いずれか一方の事業者が代表事業者として申請いただき、採択された場合は、代表事業者に補助金を交付することとなります。
加点項目	12	経営革新計画や経営力向上計画の認定を受けているが、加点項目にはならないのか？	この補助事業においては加点項目にしていませんが、事業計画書の「自社の強み」欄に記載いただくとともに、それらの計画認定を受けていることが、申請事業内容の遂行にどれだけ有利に働くのか、あるいはどういう部分で効果を発揮するのかなどを具体的に記入していただくことで、採択審査上の評価ポイントにさせていただきます。
	13	京丹波町創業支援ネットワークの構成団体以外の支援機関等の推薦では、加点対象にならないのか？	6ページに記載しているとおり、この補助事業においては、京丹波町創業支援ネットワーク構成団体以外の支援機関の推薦は加点対象としていませんので、ご理解ください。
	14	申請書類の提出は、持参以外の提出方法でもいいのか。	申請の受理申請書や事業計画書、その他の添付書類の記載内容等の確認が必要ですので、担当課である京丹波町商工観光課へ持参いただく以外の提出方法では受付できません。あらかじめご了承ください。
補助金交付申請書作成	15	申請者欄はどのように記入し、印鑑はどういうものを押印したらよいのか？	「所在地」には、本社の住所を記入してください。なお、本社と京丹波町内の主たる事業所、工場、店舗等が異なる場合は、それぞれ（本社）（主たる事業所）と明記のうえ、2段書きでどちらも記入してください。 「名称」には会社名（個人事業主の場合は屋号。無ければ空欄）を記入してください。 「代表者」は代表者の氏名、「役職」は代表者の役職名を記入してください。 「電話番号」は本社の代表番号を記入してください。 また、印鑑については、法人の場合は代表取締役印（実印）を押印してください（印鑑証明書の添付は不要です）。個人事業主については、認印で可能ですが、いわゆるシャチハタ印は不可です。 いずれも印鑑の無い申請書は受付できませんので、押印漏れが無いのか、提出前にご確認ください。
	16	申請日の条件はあるのか？	募集期間のいずれかの日（土・日・祝日を除く）。 申請日＝提出日＝受理日となります。
	17	記載事項の訂正は認められるのか？	取り消し線による訂正、修正テープや修正液による修正等は認められません。
事業計画書作成	18	事業者等の概要は2枚以内、申請事業の内容は6枚以内というのは必須条件か？	必須条件です。データやグラフ、図表、写真等交えながら具体的に説明していただく必要がありますが、わかりやすく簡潔にまとめていただき、規定の枚数に収まるよう作成してください。

19	連絡先（担当者情報）は何を記入するのか？	申請書や事業計画書等の内容に関する問い合わせや、各種連絡の際に京丹波町担当課との連絡窓口になるなど、本補助事業の実務を担当いただく担当者の住所（担当者が所属する事業所の住所。本社所在地と同じ場合は同上と記入）、役職・氏名、電話番号、FAX 番号、メールを記入してください。 プレゼン審査の日時や審査結果の連絡、各種データのやりとり等は事務効率化のため、原則としてメールで行いたいと考えていますので、ご協力ください。
20	従業員数の記入の定義は？	正従業員数です。 ※ 創業予定者は開業後に予定している従業員数を記入してください。
21	業種は何を記入するのか？	原則、青色申告決算書中の業種や、日本標準産業分類の小分類で記入してください。 ※ 創業予定者は予定している業種を記入してください。
22	3期分決算推移はどのように記入すればよいのか？	申請日を基準に、今期（予想）、前期、前々期の売上高及び経常利益をそれぞれ記入してください。 ※ 創業予定者は記入の必要ありません。
23	主な事業内容は何を記入すればよいのか？	申請者の現在の事業内容を記入してください。 ※ 創業予定者は予定している主な事業内容を記入してください。
24	事業沿革についてはどのように記入すればよいのか？	創業から現在までの主な事業歴を記入してください。 ※ 創業予定者は開業（設立）予定日を記入してください。
25	自社の強みはということを入力すればよいのか？	自社の強みとして考えられる一般的なもの（技術、知識、経験・実績、人材、人脈・ネットワーク、取引先、設備、許可、資格等）を記入していただいても結構ですが、特に、申請事業内容を遂行するうえで強みとして理解されるような記入が適当です。
26	事業名は、どのように記入すればよいのか？	事業内容が概観できるタイトルを記入してください。
27	事業内容は、どのように記入すればよいのか？	事業の目的や概要、開発する商品（製品）の特徴（新たな技術やサービスの特徴、生産性向上や新たな販売方式の特徴など）、事業スケジュール、実施体制、売上目標などをグラフやデータ、図表、写真等を交えながら、具体的にわかりやすくまとめてください。 17ページ以降の事業計画書記入例も参考しながら、作成してください。
28	実施時期については、どのように記入すればよいのか？	事業開始月は令和7年7月以降になります。ただし、事前着手する場合は、事前着手届に記載した事前着手日が事業開始月になります。 事業終了月については、事業が完了する予定月を記入してください。ただし、最長で令和7年12月となります。
29	事業の新規性、市場性、事業化の可能性、地域への波及効果については、どのように記入すればよいのか？	17ページ以降の事業計画書記入例も参考しながら、各項目を具体的にわかりやすく記入してください。


	30	本事業の売上高の見込みについては、どのように記入すればよいのか？	申請事業計画の実施に伴う今期の売上高及び経常利益、新規雇用の見込みを記入するとともに、来期（事業実施後1年目）、来々期（事業実施後2年目）のそれぞれ見込みを記入してください。
	31	当該年度に他の補助金等を受けた実績については、何を記入すればよいのか？	申請時点において、すでに採択を受けている他の補助金（国や京都府、その他支援機関等）、あるいは現在申請中の補助金や申請予定の補助金について記入してください。
経費内訳書作成	32	経費内訳書の内訳欄には何を記入すればよいのか？	例えば物品であれば購入物の品目や内容、単価、数量、外注費や委託料等については、役務の内容や単価、数量など、積算の根拠を記入してください。
	33	見積書の添付は必要か？	見積書の添付は必要ありませんが、経費内訳書の作成にあたっては、見積書を取り、見積内容に基づいて作成するのが適当です。
	34	金額は消費税込額を記入すればよいのか？	補助対象経費は消費税抜きの金額が対象となりますので、経費内訳書は消費税抜きの金額を記入してください。
	35	財源及び資金調達については、どのように記入すればよいのか？	補助金の支払いは、事業完了後（評価委員会での事業評価に基づき補助金の額の決定した後）に行うため、原則として総事業費の資金調達が必要です。 したがって、自己資金や金融機関からの融資など総事業費の資金調達先や方法について記入してください。
	36	京丹波町税等完納確認の調査同意書について、押印は必須か？	必須です。補助金交付申請書と同様に、法人の場合は代表取締役印、個人事業主の場合は認印（シャチハタ印は不可）の押印が無いものは受付できませんので、ご注意ください。
その他添付書類について	37	会社概要や事業内容等がわかる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか？	会社パンフレットがあれば提出してください。無い場合は自社ホームページをプリントアウトしたものや、任意に作成したものでも結構です。
	38	事前着手届の提出が必要なのはどのような場合か？	採択前に事業着手（契約締結・発注）する場合です。例えば展示会の申込期限が交付決定日（6月中旬頃）以前であるものや、機械装置や備品の購入に時間がかかる場合、あるいは交付決定日以後の着手では事業遂行に支障を来すなど、やむを得ない理由がある場合です。
	39	事前着手届は交付申請書と同時に提出しなければならないのか？	同時でなくても結構ですが、着手できるのは事前着手届提出後で、事前着手届に記載された事前着手予定日以降となります。
	40	事前着手はどの時点で認められるのか？	交付決定の際に併せて認められます。
	41	事前着手したが、申請事業が採択されなかった場合、事前着手にかかる経費はどうなるのか？	採択されない場合は、全額自己負担となります。採択された場合は交付対象となりますが、そもそも補助対象外経費であれば、全額自己負担になるほか、交付額が申請額より減額になった場合は、自己負担部分が大きくなりますので、ご注意ください。

その他事項	42	補助対象事業の決定はどのように行われるのか？また、交付決定はいつごろになるのか？	<p>専門家や金融機関、産業支援機関等の関係機関で構成する「地域ビジネス創出評価委員会」において申請事業の審査を行い、その審査結果に基づき補助対象事業を選考します。</p> <p>審査は基本的にプレゼン審査（面接審査）で行いますが、申請事業が多い場合は、書面審査を行い、プレゼン審査に進む案件を絞ります。</p> <p>交付決定の時期については、6月中旬頃になる予定です。</p>
	43	2次募集はあるのか？	<p>評価委員会の審査結果によりませんが、採択事案件数が少ない場合は、2次募集を行うことがあります。</p>
	44	申請事業が採択された場合、補助金の交付はいつごろになるのか？	<p>補助金の交付は基本的に、事業完了後（補助金の額の決定後）になりますので、早くても令和8年3月下旬頃の支払いになります。</p> <p>なお、補助金の一部の支払いを受けなければ事業遂行が困難な場合は、補助金交付決定額の2分の1以内で概算払を請求することができます。</p>
	45	経費の支払い方法には、どういったものがあるのか？	<p>支払いは原則として銀行振込としてください。やむを得ない場合は、現金払い、手形・小切手による決済、クレジットカード決済も認めますが、現金払いであれば領収書、手形・小切手による決済であれば、手形・小切手の控え及び当座勘定照合書、クレジットカード決済であれば、カード会社発行の「カードご利用代金明細書」を支出根拠資料として保管・整理してください。</p> <p>詳しくは交付決定後、採択事業者に別途配布する予定の「経費支出根拠資料のとりまとめ要領」に基づき、経費の支払い及び根拠資料のとりまとめを行なってください。</p>

事業計画書・経費内訳書

記入例

事業計画書

1 事業者等の概要（2枚以内で作成してください。）					
名称 (企業名等)	cafe 京丹波				
本社所在地	(〒622-0292) 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1				
代表者 (役職・氏名)	代表 京丹波 味夢				
連絡先 (担当者情報)	住所	(〒 -) 同上			
	担当者名 (役職・氏名)	同上			
	電話番号	0771-82-3809	FAX 番号	0771-82-2700	
	メール	kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp			
従業員数	5 人	資本金	0 円		
業種	飲食業				
3期分決算推移	前々期 (R6.4~R7.3)	前期 (R7.4~R8.3)	今期予想 (R8.4~R9.3)		
売上高 (円)	10,000,000 円	20,000,000 円	30,000,000 円		
経常利益 (円)	△200,000 円	100,000 円	500,000 円		
主な事業内容	京丹波町産の農産物を使用した軽食メニューを中心としたカフェ経営 ※14席 (4人テーブル×2、テラス6人席×1)				
事業沿革	2018年4月 京丹波町内で創業 2019年10月 開発した「丹波栗ロールケーキ」が食の祭典でグランプリ受賞。 2020年2月 「丹波栗ロールケーキ」の販売が大幅増加。主力商品に。 2021年1月 店舗敷地内にてテラス席を設置。				
自社の強み	(1)売上の核となる丹波栗ロールケーキ 地元の栗農家が育てた丹波栗と、平飼い卵を使ったロールケーキが食の祭典コンテストで、最優秀賞（グランプリ）を受賞。以後、新聞、雑誌、テレビ等で取り上げられ、商品を目当てに来店される方が増加。当社経営の安定化を確保する絶対的な看板商品である。			 丹波栗 ロールケーキの 写真	

(2)卓越した技術を持つ一流パティシエ

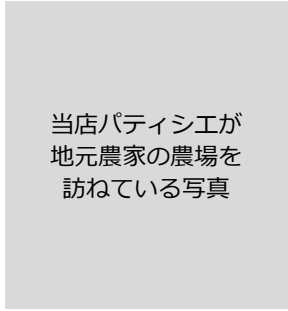
当店のパティシエは〇〇〇〇ホテルで10年の勤務実績があり、全国洋菓子コンクールで上位入賞経験もある一流パティシエを有している。卓越した技術と豊富な経験、何より原材料へのこだわりと品質を見極める目は確かで、使用する原材料は農家へ直接足を運び、作り手の作物に注ぐ情熱や思いに触れるとともに、自らの目で確かめ、納得したものだけを使う、こだわりぶりである。

(3)地元農家とのネットワーク

当店の経営理念は、食材と向き合い、ほんものの豊かさと幸せを届けることである。

京丹波地域の象徴であり、かつ誇りでもある豊かな食材と真正面から向き合い、品質にこだわり続けることで、高品質なお菓子作りを実現するとともに地域の基幹産業を支え、食の根幹を成す一次産業の活性化に貢献していきたいと考えている。


そんな思いに共感し、情熱とこだわりを持った栗農家や平飼卵の養鶏農家、丹波黒豆、京野菜の生産農家などベテランから若手までの精鋭農家20軒と栽培契約を結び、地元農家との独自ネットワークにより原材料調達を行っている。



当店パティシエが
地元農家の農場を
訪ねている写真

(4)多彩な商品ラインナップ

主力商品の丹波栗ロールケーキをはじめ、当社にはこだわり抜いた地元食材を使った多彩な商品を有している。ラインナップは30種類。添加物は一切使わない、原材料も安心安全を可能な限り追求し、地産地消に加えて、医食同源にもこだわっている。



自社商品
ラインナップ
写真

(5)経営力向上計画の認定

昨年度、経営力向上計画の認定を取得。これに基づき、人材育成やコスト管理等のマネジメント強化、設備導入による生産力向上に取り組んでいる。特に従業員の新しいことにチャレンジする意識づけや、計画的な設備導入や生産工程の改善、オペレーションの効率化による生産性向上などの成果が徐々に見えはじめており、本事業の遂行に有利に働くことが期待できる。

2 申請事業の内容（6枚以内で作成してください。）	
事業名	厳選京丹波食材ランチボックスの開発
事業内容 ・ 販売戦略	<p>【事業の目的】</p> <p>(1) 新たなニーズ ー昨年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が伸び悩んでいる。その一方、テイクアウトに対する問い合わせ、注文が増加。現在は既存商品を臨時的にテイクアウト対応しているが、テイクアウト専用の商品を開発、販売することで一定の需要が見込めるため、新たな売上の柱にしていく。 事業コンセプト及び顧客ターゲットについて明確化し、それに合わせた新しいテイクアウトメニューを開発する。</p> <p>(2) 新たな売上の柱作り カフェ事業については、感染症の終息が見込めないことから今後も厳しい経営が予想される。新たな売上の柱を作ることで事業を再構築し、来店者の増加を図り、将来的なカフェ事業の売上増にもつなげていく。</p> <p>(3) 地域農業活性化への貢献 新メニュー開発において、さらに高品質な地元食材を取り入れていくことで地域農家の所得向上につなげ、地域農業の活性化に貢献していく。また、安心安全で高品質な食へのこだわりを持つ顧客層に対して京丹波食材の魅力をPRすることにより、地域農家のさらなるやりがいと誇りを醸成する。</p> <p>【狙うべきターゲット層】</p> <p>(1) コロナ禍において、巣ごもり需要が増加。テレワークの推進、外出自粛も相まって職場や友人と過ごすより家族で過ごす時間が増え、また外食に行けないことから「プロの味を家庭で食べたい」という「ほんもの」需要も広がりを見せている。</p> <p>(2) 中でも、共働き家庭においては、日常生活において食事の調理にかかる時間が短い反面、安心安全な食や健康志向の高い食、食生活を大切にしたいとの意向は高くなっている。</p> <p>(3) また、京丹波の自然を満喫するべくツーリングやサイクリングで町を訪れるアクティブ層の観光客の来店も増加傾向にある。加えてマイクロツーリズムの流行に伴い、京阪神地域からの観光客がinstagram等のSNSを活用し、当店に立ち寄られるケースも増えている。</p> <p>(4) こうした家庭内需要やアクティブ層をターゲットとして設定し、新しいランチボックスの開発及び、こうした顧客層の満足度を高めるサービス提供の仕組みを考案する。</p>

【事業の概要】

(1) 京丹波の豊かな食を味わう、新しいランチボックスを開発する。

① 地域の精鋭農家20軒のネットワークから高品質で安心安全な農産物を厳選。

② 一流ホテルのシェフに監修を依頼し、地域の旬菜を使ったランチボックスメニューを考案。

③ 一品一品の見目の鮮やかさや色合いにもこだわり、スマホなどの写真映り（インスタ映え）を重視するため、それに合わせ店舗内にショーケースを導入。

④ また、ランチボックスはワンハンドフードの詰め合わせにすることで、食べやすさ、手軽さを演出。あわせて、SNSでの「自撮り」のしやすさも意識。

⑤ 1日20組限定にして、特別感を出す。

⑥ 来店客に事前アンケートを行い情報収集を行う。

⑦ 厳選素材とそれを手がける生産者、料理の特徴などを紹介したパンフレット、web 広告を制作し、京丹波食材の魅力や食のすばらしさ等を PR する。あわせて SNS でのマーケティングにも力を入れる。

⑦ 計画の目標（事業終了後2年目の目標）

ランチボックス価格	2,000 円/人
1 日売上 20 人×2,000 円	40,000 円
年間売上（平均週 3 日利用）52 週×3 日×40,000 円	6,240,000 円
原価	1,872,000 円
売上総利益	4,368,000 円
販管費	3,500,000 円
経常利益	868,000 円

(2) 出版社とタイアップしたモニター試食会を実施して新しい顧客ターゲットを開拓するとともに、京丹波の旬の厳選素材を使った新しいランチボックスを PR する。

① 京阪神エリアの観光情報を掲載しているフリーペーパーの出版社とタイアップしてモニター試食会を実施。フリーペーパーで告知し、京阪神地域からモニターを募集する。

② アンケート調査を実施し、モニター意見を収集。事業のブラッシュアップを図る。

③ モニターのもうひとつの役割は SNS への投稿。料理の感想やモニター体験の様子などをインスタグラム等の SNS に投稿してもらうことで、口コミ効果による、さらなる顧客開拓が期待できる。いわゆる「インスタ映え」を意識した料理

新しいランチボックスの
イメージ写真

の見栄えを重視するのも、SNS による効果的な情報発信を狙ったものである。

④ モニター試食会の概要

開催時期	10月～11月（3回程度実施）
募集モニター数	約45人（1回15～16人程度）
モニター層	20代～50代の女性
募集エリア	京阪神地域の〇〇市、〇〇市エリアを重点的に
モニター特典	新ランチボックスの試食及びスイーツ3品お持ち帰り
モニターの役割	アンケート回答、SNS投稿によるPR（口コミ効果）
募集媒体	京阪神エリアのフリーペーパー（出版社とのタイアップ）
その他PR	フリーペーパーでのPR



【事業実施体制】

- ・総括・・・代表 京丹波 味夢
- ・コース料理メニュー開発・・・代表（シェフ）、パティシエ
- ・料理監修・・・〇〇〇〇ホテルのシェフ（外部連携先）
- ・モニターランチ会企画運営・・・代表 京丹波 味夢
- ・モニター募集・・・フリーペーパー出版社（外部連携先）

【事業スケジュール】

令和7年6月～9月	ランチボックスメニュー開発、試作 メニュー監修、ブラッシュアップ
6月～	モニター試食会企画
7月～	コース料理試作・改良
8月～	モニター募集、店舗内改装（ショーケース設置）
10月～	モニターランチ会
11月～	モニターアンケートとりまとめ
12月～	ランチボックス完成、パンフレット類制作

実施時期

令和8年 6月 ～ 令和8年12月

※やむを得ない理由等により、交付決定前に事業に着手しようとする場合は、着手前に、事前着手届（様式第2号）を提出する必要があります。

<p>事業の 新規性</p>	<p>○ 事業経営の明確なコンセプトを確立し、事業スタイルを刷新</p> <p>これまでのカフェ経営については、素材こそ当店の経営理念に基づいて地元産の厳選素材を使った数種類のメニューを提供してきたが、明確なコンセプトがなく、顧客ターゲットもぼやけていた。</p> <p>そこで、本テイクアウト事業開始を機に、コンセプトを経営理念でもある「厳選！京丹波食材で豊かな時間と幸せを届ける」と定め、このコンセプトを土台に、これまでの経営スタイルを刷新する。</p> <p>① 一流ホテルの監修を取り入れて新たなメニューを開発。普段の食事に「特別感」を演出する。</p> <p>② 新たにショーケースを導入することで、視覚からおいしさを伝え、ほんものの食をじっくりと楽しめる「贅沢感」と「幸福感」を実感できる空間を提供。</p> <p>③ 京丹波の厳選食材やそれらを手がける生産者の紹介、料理の特徴等を解説したパンフレットを制作し、食の魅力や価値、生産者の思いを伝えることで、「ほんものの食」をふれる「豊かさ」を演出する。</p>
<p>事業の 市場性</p>	<p>○ テイクアウト需要の拡大</p> <p>コロナ禍において、巣ごもり需要が増加。テレワークの推進、外出自粛も相まって職場や友人と過ごすより家族で過ごす時間が増え、外食にいけないことから「プロの味を家庭で食べたい」という需要も広がりを見せている。</p> <p>中でも、共働き家庭においては、日常生活において食事の調理にかかる時間が短い反面、安心安全な食や健康志向の高い食、食生活を大切にしたいとの意向は高くなっている。</p> <p>また、京丹波の自然を満喫するべくツーリングやサイクリングで町を訪れるライダーも増加傾向にある。instagram 等を活用し、当店に立ち寄られるケースも見られる。</p> <p>こうした家庭内需要やアクティビティきっかけで来店されるアクティブ層をターゲットとして設定し、新しいランチボックスの開発及び、こうした顧客層の満足度を高めるサービス提供の仕組みを考案する。</p> <p>○ モニター試食会でターゲットにアプローチ</p> <p>京阪神地域の〇〇〇市、〇〇〇市エリアにおいて発行部数 10 万部の女性向けフリーペーパー出版社とタイアップしてモニター募集を行い、上記の顧客ターゲット層を掘り起こす。</p> <p>(1) 本事業の想定集客数は、20 人/日 × 156 日 (52 週×3 日) = 3,120 人</p> <p>(2) 〇〇〇調査によると、「家族志向で、高消費性向」タイプの女性は全体の 5.3% というデータがある。これを引用すると、10 万人×5.3%= 5,300 人いることになる。</p>

	<p>(3) 5,300 人すべてがターゲットになり得るとは考えがたいが、PR エリアを徐々に広げていくことで、想定集客数に近づけていく。</p> <p>(4) さらに、モニターの役割である SNS 投稿による「口コミ効果」も期待できる。</p>					
事業化の可能性	<p>○ 高品質農産物が調達できる仕組みを有している</p> <p>これまでの事業で築いてきた地域の精鋭農家とのネットワークは、当社経営の土台となるべき経営資源である。これは一朝一夕に構築できるものではなく、京丹波食材に注ぐ思いや誇り、素材の魅力を発信していきたいという理念をお互いが共有できているからこそ成り立つものである。当社スタッフはそうした農家の思いを理解しているからこそ、素材の魅力を最大限引き出す努力をし、生産者は我々の思いに応えて、できる限り自然に近い栽培方法で安心安全でおいしい農産物生産を実現しているのである。</p> <p>【主な精鋭農家】</p> <table border="1" data-bbox="416 741 1347 976"> <tr> <td>精鋭農家のリーダー的存在。20 軒をまとめるプロデューサー。</td> </tr> <tr> <td>10 年前移住してきた〇〇〇〇氏。今では〇〇〇〇生産の匠である。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇づくりの名手。〇〇品評会で最優秀賞を受賞。〇〇〇〇認定取得。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇づくりにかける情熱とこだわりは町内随一の〇〇〇〇氏。</td> </tr> <tr> <td>独自開発した栽培方法で〇〇〇〇を生産する〇〇〇〇氏。</td> </tr> </table> <p>本事業に取り組むにあたり、精鋭農家とも目的を共有し、農家が生産した厳選素材を使った当店ならではの特徴ある新しいメニュー開発が可能となる。</p> <p>○ 確かな技術・ノウハウを持ったスタッフ</p> <p>当店パティシエは元ホテルパティシエで洋菓子コンクールでも入賞経験があり、卓越した技術を有する。これまで培ってきた技術と知識を生かし、シェフである代表とともに新しいランチコース料理のメニュー開発に取り組む。</p> <p>また、当店代表については、元〇〇会社の営業や商品開発部署で 25 年の経験を持ち、商品開発や事業構築の知識とノウハウを有する。こうした経験に裏づけされた確かな技術とノウハウを持つスタッフによる実施体制を構築していることから事業化の可能性は高い。</p> <p>○ 豊富な経験と実績</p> <p>看板商品である丹波栗ロールケーキをはじめ、多彩な商品ラインナップを開発し、着実に売上を伸ばしてきた。その積み重ねてきた実績と豊かな経験は事業化に向けた大きな原動力である。</p> <p>○ 次なる展開</p> <p>将来的な展望として、通販事業にもチャレンジをしていきたい。そのためにも丹波栗ロールケーキに次ぐ商品開発を行い、需要の幅を広げていく必要がある。また町が行っているふるさと納税事業にもチャレンジをし、町の魅力を伝える一助を担っていきたい。</p>	精鋭農家のリーダー的存在。20 軒をまとめるプロデューサー。	10 年前移住してきた〇〇〇〇氏。今では〇〇〇〇生産の匠である。	〇〇〇〇づくりの名手。〇〇品評会で最優秀賞を受賞。〇〇〇〇認定取得。	〇〇〇〇づくりにかける情熱とこだわりは町内随一の〇〇〇〇氏。	独自開発した栽培方法で〇〇〇〇を生産する〇〇〇〇氏。
精鋭農家のリーダー的存在。20 軒をまとめるプロデューサー。						
10 年前移住してきた〇〇〇〇氏。今では〇〇〇〇生産の匠である。						
〇〇〇〇づくりの名手。〇〇品評会で最優秀賞を受賞。〇〇〇〇認定取得。						
〇〇〇〇づくりにかける情熱とこだわりは町内随一の〇〇〇〇氏。						
独自開発した栽培方法で〇〇〇〇を生産する〇〇〇〇氏。						

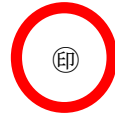
<p>地域への波及効果</p>	<p>○ 地域農家の所得向上・担い手確保及び地域農業の活性化 当店経営理念に基づき、地域農家からは適正価格で農産物を仕入れている。一次産業を活性化し、地域農業との共存共栄を実現していくためである。本事業を通じて、さらに高品質な食材を多く取り入れていくことで、地域農家の所得向上及び地域農業の活性化、さらにはそのことによる新しい担い手の誕生が期待できる。</p> <p>○ 京丹波食材の魅力発信 本事業において制作するパンフレットを通じて、京丹波食材の魅力を都市住民等へ発信できるとともに、農家の情熱や思いを伝え、さらに食材の持つすばらしさを伝えることで、食のまち・京丹波町の再評価につながることを期待できる。</p> <p>○ 事業再構築による雇用創出 本事業を通じて飲食事業を再構築し、事業を軌道にのせていくことで、新たな地域雇用創出につながる。</p>			
<p>本事業の売上高の見込み</p>		<p>今期 (R8.4~R9.3)</p>	<p>事業終了後1年目 (R9.4~R10.3)</p>	<p>事業終了後2年目 (R10.4~R11.3)</p>
<p>売上高(円)</p>	<p>30,000,000 円</p>		<p>40,000,000 円</p>	
<p>経常利益(円)</p>	<p>500,000 円</p>		<p>2,000,000 円</p>	
<p>新規雇用(人)</p>	<p>1 人</p>		<p>1 人</p>	
<p>経営支援受講履歴等 ※加点項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 京丹波町創業セミナー（修了者であること）</p> <p><input type="checkbox"/> 京丹波町創業支援ネットワークによる個別相談指導 （1カ月以上、4回以上にわたる経営・財務・人材育成・販路開拓の個別相談指導）</p> <p>■ 京丹波町商工会経営塾（修了者であること）</p> <p><input type="checkbox"/> 京丹波町産業ネットワーク加入企業</p> <p>※該当する項目の□にレを入れてください。</p>			
<p>支援機関の支援・推薦 ※加点項目</p>	<p>・本事業計画書の作成をコンサルティングしました。</p> <p>・本事業計画を推薦するとともに、申請者が本事業計画を円滑に実施できるよう支援します。</p> <p>令和8年5月20日</p> <p style="text-align: right;">支援機関名 <u>京丹波町商工会</u> ⑩</p> <p style="text-align: right;">担当者氏名 <u>経営支援員 〇〇〇〇</u></p>			
<p>当該年度に他の補助金等を受けた実績 (申請中・予定のものを含む。)</p>	<p>申請日</p>	<p>補助金・助成金等の名称</p>	<p>申請事業名</p>	<p>補助金申請額</p>
<p>R8.4</p>	<p>R8.4</p>	<p>京丹波町感染症対策補助金</p>	<p>パーティション設置</p>	<p>100,000 円</p>
<p>R8.6</p>	<p>R8.6</p>	<p>小規模持続化補助金（申請予定）</p>	<p>首都圏販路開拓事業</p>	<p>500,000 円</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>円</p>

令和8年 5月 日

京丹波町長 様

申請者 所在地 京都府船井郡京丹波町蒲生
蒲生野 487 番地 1

名 称 cafe 京丹波
代 表 者 （役職）代表
（氏名）京丹波 味夢
電話番号 0771—82—3809



事前着手届

令和8年度京丹波町地域ビジネス創出支援補助金に係る申請事業については、下記の理由により交付決定前に事前着手したいので届け出ます。なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

申請事業計画名	厳選京丹波食材ランチボックスの開発
事前着手の理由	令和8年4月から事業着手しなければ、補助事業期間内で本事業を完了することが難しいため。
事前着手予定日	令和8年 5月 日

※事前着手（予定）年月日以前の支出は交付対象外です

経費内訳書

項目	内訳 (内容・積算単価・数量など積算根拠を記入してください。)	金額 (円)
原材料費	〇〇〇〇ポーク 4000円×12.5kg	50,000
	丹波栗 2000円×15kg	30,000
	京野菜 1000円×20kg	20,000
	丹波黒大豆 1000円×25kg	25,000
	ハタケシメジ 500円×50袋	25,000
試作開発費	コース料理監修料一式 50,000円×4回	200,000
販売促進費	フリーペーパー掲載料 1/2ページ200,000円 1ページ300,000円	500,000
	パンフレット制作 100円×3,000部 (A4、カラー、8ページ)	300,000
システム開発費		
設備・備品費	ショーケース設置 一式	500,000
事務費		
総事業費		1,650,000
※補助金交付申請額		600,000

※補助金の額は総事業費の3/4 (千円未満切捨て)、上限600千円。

財源及び資金調達について (補助金は原則、事業完了後の支払いとなりますので、総事業費の財源や資金調達方法等について記載してください。)

項目	調達先	内容	金額 (円)
自己資金	京丹波 味夢	自己資金	1,200,000
借入金	〇〇〇〇銀行〇〇支店	融資	450,000